子育で短期交流事業(ショートスティ)

家庭において、保護者の病気や出産・育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、一定期間お預かりする事業です。

○ 対象

市内に住む0歳~小学校修了前までの児童で、保護者が次の事由のいずれかに該当し、 他に当該児童を養育する人がいない場合に利用できます。

- 1) 疾病
- ② 育児疲れ、育児不安、他の家族の看病疲れ等の身体的又は精神的事由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由

◎期間

1回につき7日間以内(やむを得ない理由があるときは延長が可能)

◎ 預かり先

市が委託する里親等

◎ 利用用金

保護者の所得や児童の年齢に応じて一定の負担があります。



		(
世帯区分	2 歳未満児	2 歳以上児
生活保護世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1, 100円	1, 000円
その他の世帯	5, 350円	2, 750円

(日額)

◎ 利用の申込み

- 事前の登録が必要です。こども課窓口でご相談ください。
- 利用したい日が決まったら、別途利用申請を行ってください。
 - ※里親等に空きがない場合、児童が病気等のため専門的な看護等を必要とする場合 などは、受入れをお断りすることがあります。
- 詳しくは下記へお問い合わせください。

《稚内市教育委員会こども課》

住所 : 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所 1階

電話 : 0162-23-6529 • 0162-23-6530